

改 正 案	現 行
（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更） 第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係る変更（第十号に掲げる変更を除く。）が生じる場合においては、この限りでない。 一 十一（略） 十二 天井の高さの変更 2 4（略） （構造方法等の認定の申請） 第十条の五の二十一 構造方法等の認定の申請をしようとする者は、別記第五十号の十一様式による申請書に次に掲げる図書を添えて、国土交通大臣に提出するものとする。 一 構造方法、建築材料又はプログラム（以下「構造方法等」という。）の概要を記載した図書 二 三（略） 2 3（略） （手数料の額） 第十一条の二三（略） 2 次の各号に掲げる場合の手数料は、前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定	（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更） 第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係る変更（第十号に掲げる変更を除く。）が生じる場合においては、この限りでない。 一 十一（略） 十二 天井の高さの変更（居室の場合にあつては二・一メートル（学校（大学、専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。）の教室でその床面積が五十平方メートルを超えるものにあつては三メートル）を下回らないものに限る。） 2 4（略） （構造方法等の認定の申請） 第十条の五の二十一 構造方法等の認定の申請をしようとする者は、別記第五十号の十一様式による申請書に次に掲げる図書を添えて、国土交通大臣に提出するものとする。 一 構造方法又は建築材料（以下「構造方法等」という。）の概要を記載した図書 二 三（略） 2 3（略） （手数料の額） 第十一条の二三（略） 2 次の各号に掲げる場合の手数料は、前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定

める額とする。

一 既に構造方法等の認定のための審査に当たって行われた評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる評価に基づいて行われる認定を受けようとする場合次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める額（ただし、法第六十八条の二十六第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円）イ 法第二条第九号若しくは第九号の二ロ若しくは法第六十四条又は令第一条第五号若しくは第六号、令第二十条の七第二項から第四項まで、令第一百十二条第一項若しくは令第一百十四条第五項の規定に基づく認定の場合 二十八万円

ロ・ハ (略)

二〽五 (略)

三〽七 (略)

別表第二（第十一条の二の三関係）

(イ)		(ロ)	(ハ)
(略)		(略)	(略)
法第二条第九号の二ロの認定に係る評価		九十三万円	
床面積の合計が五百平方メ		五十万円	
ートル以内のもの		八十万円	
床面積の合計が五百平方メ			
ートルを超え、三千平方メ			
ートル以内のもの			
床面積の合計が三千平方メ		百二十万円	
ートルを超え、一万平方メ			
ートル以内のもの			
床面積の合計が一万平方メ		百五十万円	
ートルを超え、五万平方メ			
ートル以内のもの			

法第二十条第一号の認定に係る評価

める額とする。

一 既に構造方法等の認定のための審査に当たって行われた評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる評価に基づいて行われる認定を受けようとする場合次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める額（ただし、法第六十八条の二十六第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円）イ 法第二条第九号若しくは第九号の二ロ若しくは法第六十四条又は令第一条第五号若しくは第六号、令第二十条の五第二項から第四項まで、令第一百十二条第一項若しくは令第一百十四条第五項の規定に基づく認定の場合 二十八万円

ロ・ハ (略)

二〽五 (略)

三〽七 (略)

別表第二（第十一条の二の三関係）

(イ)		(ロ)	(ハ)
(略)		(略)	(略)
法第二条第九号の二ロの認定に係る評価		九十三万円	

	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの		二百万円
	法第二十条第二号イ及び第三号イの認定に係る評価（構造の種類ごと）		百万円
	（略）	（略）	
	令第二十条の七第一項第二号の表の認定に係る評価（令第二十条の八第二項の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	（略）	
	令第二十条の七第二項の認定に係る評価	（略）	
	令第二十条の七第三項の認定に係る評価	（略）	
	令第二十条の七第四項の認定に係る評価	（略）	
	令第二十条の八第一項第一号ロ(1)の認定に係る評価	（略）	
	令第二十条の八第一項第一号ハの認定に係る評価	（略）	
	令第二十条の八第二項の認定に係る評価（令第二十条の七第一項第二号の表の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	（略）	
	令第二十条の七第一項第二号の表の認定及び令第二十条の八第二項の認定に係る評価	（略）	
	令第二十条の九の認定に係る評価	（略）	
	（略）	（略）	
	（略）	（略）	

	（略）		
	令第二十条の五第一項第四号の表の認定に係る評価（令第二十条の六第二項の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	（略）	
	令第二十条の五第二項の認定に係る評価	（略）	
	令第二十条の五第三項の認定に係る評価	（略）	
	令第二十条の五第四項の認定に係る評価	（略）	
	令第二十条の六第一項第一号ロ(1)の認定に係る評価	（略）	
	令第二十条の六第一項第一号ハの認定に係る評価	（略）	
	令第二十条の六第二項の認定に係る評価（令第二十条の五第一項第四号の表の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	（略）	
	令第二十条の五第一項第四号の表の認定及び令第二十条の六第二項の認定に係る評価	（略）	
	令第二十条の七の認定に係る評価	（略）	
	（略）	（略）	
	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	五十万円	
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	八十万円	
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百二十万円	
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの	百五十万円	
	床面積の合計が二万平方メートルを超えるもの	二百五十万円	

(略)	令第三百三十六条の二第一号の認定に係る評価	(略)
	令第三百三十九条第一項第二号の認定に係る評価	四十万円
	令第四百十条において準用する令第三百三十九条第一項第二号の認定に係る評価	八十万円
	令第四百十一条第二項において準用する令第三百三十九条第一項第二号の認定に係る評価	八十万円
	令第四百十二条において準用する令第三百三十九条第一項第二号の認定に係る評価	八十万円
	令第四百十三条において準用する令第三百三十九条第一項第二号の認定に係る評価	八十万円
	令第四百四十四条第一号口の認定に係る評価	八十万円

(略)	令第三百三十六条の二第一号の認定に係る評価	令第三百三十六条第四項の認定に係る評価							
		一トルを超え、五万平方メートル以内のもの							
		床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	二百万円						
		床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	五十万円						
		床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	八十万円						
		床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百二十万円						
		床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百五十万円						
		床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	二百万円						

(備考)

一 法第二十条第一号、令第八百八条の三第一項第二号、令第八百八条の三第四項、令第二百二十九条の二第一項、令第二百二十九条の二の二第一項及び第一条の三第一項本文の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。

二 法第二十条第二号イ及び第三号イの認定に係る評価のうち、既に評価を受けたプログラムの変更に係る評価にあつては、⁽³⁾欄に掲げる額の二分の一とする。

※別記様式の改正は別紙参照

(備考) 令第三十六条第二項第三号(同条第三項第二号に掲げる場合を含む。)、令第三十六条第四項、令第八百八条の三第一項第二号、令第八百八条の三第四項、令第二百二十九条の二第一項、令第二百二十九条の二の二第一項及び第一条の三第一項本文の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。

改 正 案	現 行
（指定確認検査機関に係る指定の申請） 第十四条 法第七十七条の十八第一項の規定による指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において確認検査の業務を行おうとする場合にあっては国土交通大臣に、一の都道府県の区域において確認検査の業務を行おうとする場合にあっては当該都道府県知事に、別記第一号様式の指定確認検査機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただし、第八号の二の書類のうち、成年被後見人でないことを証する登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については、その旨を証明した市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書をもつて代えることができる。 一〇七 （略） 八 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の十九第一号（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者を含む、成年被後見人及び被保佐人を除く。）及び第二号に該当しない旨の市町村の長の証明書 八の二〇十四 （略） 第三章の二 指定構造計算適合性判定機関 （指定構造計算適合性判定機関に係る指定の申請）	（指定確認検査機関に係る指定の申請） 第十四条 法第七十七条の十八第一項の規定による指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において確認検査の業務を行おうとする場合にあっては国土交通大臣に、一の都道府県の区域において確認検査の業務を行おうとする場合にあっては当該都道府県知事に、別記第一号様式の指定確認検査機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただし、第八号の二の書類のうち、成年被後見人でないことを証する登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については、その旨を証明した市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書をもつて代えることができる。 一〇七 （略） 八 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の十九第一号（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者を含む、成年被後見人及び被保佐人を除く。第三十二条第八号及び第五十八条第八号において同じ。）及び第二号に該当しない旨の市町村の長の証明書 八の二〇十四 （略）

第三十一条の三 法第七十七条の三十五の二の規定による指定を受

けようとする者は、指定を受けようとする都道府県知事に、別記第十号の二号様式の指定構造計算適合性判定機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつて代えることができる。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で構造計算適合性判定の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したものの

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十七条に規定する構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

七 事務所の所在地を記載した書類

八 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十五の三第一号（民法の一部を改正する法律附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者を含み、成年被後見人及び被保佐人を除く。）及び第二号に該当しない旨の市町村の長の証明書

九 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十五の三第一号に規定する成年被後見人又は被保佐人でないことを証する後見等登記事項証明書

十 申請者が法人である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有す

（新規）

る株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十一 構造計算適合性判定員の氏名及び略歴を記載した書類

十二 現に行っている業務の概要を記載した書類

十三 構造計算適合性判定の業務の実施に関する計画を記載した書類

十四 申請者に親会社等がある場合にあつては、当該親会社等について、前各号（第三号、第四号、第十一号及び前号を除く。）に掲げる書類（この場合において、第五号、第八号、第九号

及び第十号中「申請者」とあるのは「申請者の親会社等」と読み替えるものとする。）

十五 その他参考となる事項を記載した書類

（指定構造計算適合性判定機関に係る名称等の変更の届出）

第三十一条の四 指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の五第二項の規定によりその名称若しくは住所又は構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第十号の三号様式の指定構造計算適合性判定機関変更届出書を、その指定をした都道府県知事に提出しなければならない。

（指定構造計算適合性判定機関に係る指定の更新）

第三十一条の五 法第七十七条の三十五の六第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関が指定の更新を受けようとする場合は、第三十一条の三の規定を準用する。

（構造計算適合性判定員の要件）

第三十一条の六 法第七十七条の三十五の七第二項の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学校教育法に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目を担当する教授若しくは助教教授

（新規）

（新規）

の職にあり、又はあつた者

- 二 建築物の構造に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、当該分野について高度の専門的知識を有する者
- 三 国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

（構造計算適合性判定員の選任及び解任の届出）

第三十一条の七 指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の七第三項の規定によりその構造計算適合性判定員の選任又は解任を届け出ようとするときは、別記第十号の様式の指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

（業務規程の認可の申請）

第三十一条の八 指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の九第一項前段の規定により構造計算適合性判定業務規程の認可を受けようとするときは、別記第十号の様式の指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定業務規程認可申請書に当該認可に係る構造計算適合性判定業務規程を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の九第一項後段の規定により構造計算適合性判定業務規程の変更の認可を受けようとするときは、別記第十号の様式の指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（構造計算適合性判定業務規程の記載事項）

第三十一条の九 法第七十七条の三十五の九第二項の国土交通省令

（新規）

（新規）

（新規）

で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 構造計算適合性判定の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事務所の所在地及びその事務所が構造計算適合性判定の業務を行う区域に関する事項
- 三 構造計算適合性判定の業務の範囲に関する事項
- 四 構造計算適合性判定の業務の実施方法に関する事項
- 五 構造計算適合性判定に係る手数料の収納の方法に関する事項
- 六 構造計算適合性判定員の選任及び解任に関する事項
- 七 構造計算適合性判定の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 構造計算適合性判定の業務の実施体制に関する事項
- 九 構造計算適合性判定の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするための方法
- 十 その他構造計算適合性判定の業務の実施に関し必要な事項

(帳簿)

第三十一条の十 法第七十七条の三十五の十第一項の構造計算適合性判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 構造計算適合性判定に係る確認を申請した者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- 二 構造計算適合性判定の申請に係る建築物の種類、名称、構造、構造計算の概要、当該構造計算に用いたプログラムの名称、当該プログラムに係る国土交通大臣の認定の有無、認定番号その他の概要
- 三 構造計算適合性判定の申請を受けた年月日
- 四 構造計算適合性判定の審査を行った年月日
- 五 構造計算適合性判定を行った構造計算適合性判定員の氏名
- 六 構造計算適合性判定の結果（構造計算適合性判定結果が不適合である場合にあつては、その理由を含む。）
- 七 構造計算適合性判定の通知書の交付を行った年月日

(新規)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定構造計算適合性判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第七十七条の三十五の十第一項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 法第七十七条の三十五の十第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、構造計算適合性判定の業務の全部を廃止するまで保存しななければならない。

（図書の保存）

第三十一条の十一 法第七十七条の三十五の十第二項の構造計算適合性判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第二十三条第一項第一号に規定する図書（構造計算適合性判定に要したものに限る。）及び構造計算適合性判定結果通知書の写しその他審査の結果を記載した図書とする。

2 前項の図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定構造計算適合性判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて前項の図書に代えることができる。

3 法第七十七条の三十五の十第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、法第六条第八項、法第六条の二第五項又は法第十八条第七項に規定する通知を行つた日から十五年間保存しなければならない。

（指定構造計算適合性判定機関に係る業務の休廃止の許可の申請）

第三十一条の十二 指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条

（新規）

（新規）

の三十五の十三第一項の規定により構造計算適合性判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第十号の七様式の指定構造計算適合性判定機関業務休廃止許可申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（構造計算適合性判定の業務の引継ぎ）

第三十一条の十三 指定構造計算適合性判定機関（都道府県知事が法第七十七条の三十五の十四第一項又は第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関の指定を取り消した場合にあつては、指定構造計算適合性判定機関であつた者）は、法第七十七条の三十五の十五第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 構造計算適合性判定の業務を都道府県知事に引き継ぐこと。
- 二 法第七十七条の三十五の九第一項の帳簿及び同条第二項の書類を都道府県知事に引き継ぐこと。
- 三 その他都道府県知事が必要と認めること。

（指定認定機関に係る指定の申請）

第三十二条 法第七十七条の三十六第一項の規定による指定を受けようとする者は、別記第十一号様式の指定認定機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつて代えることができる。

一七七 （略）

八 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十七第一号（民法の一部を改正する法律附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者を含む、成年被後見人及び被保佐人を除く。第五十八条第八号において同じ。）及び第二号に該当しない旨の市町村の

（新規）

（指定認定機関に係る指定の申請）

第三十二条 法第七十七条の三十六第一項の規定による指定を受けようとする者は、別記第十一号様式の指定認定機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつて代えることができる。

一七七 （略）

八 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十七第一号及び第二号に該当しない旨の市町村の長の証明書

長の証明書

九〇十四 (略)

(指定性能評価機関に係る指定の区分)

第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

二の二 法第二十条第一号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二の三 法第二十条第二号イ及び第三号イの認定に係る性能評価を行う者としての指定

三〇八 (略)

八の二 令第二十条の七第一項第二号の表及び令第二十条の八第二項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

八の三 令第二十条の七第二項から第四項までの認定に係る性能評価を行う者としての指定

八の四 令第二十条の八第一項第一号ロ(1)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

八の五 令第二十条の八第一項第一号ハの認定に係る性能評価を行う者としての指定

八の六 令第二十条の九の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九・十 (略)

十一〇十二の四 (略)

十三〇二十一 (略)

二十一の二 令第三百三十九条第一項第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九〇十四 (略)

(指定性能評価機関に係る指定の区分)

第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三〇八 (略)

八の二 令第二十条の五第一項第四号の表及び令第二十条の六第二項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

八の三 令第二十条の五第二項から第四項までの認定に係る性能評価を行う者としての指定

八の四 令第二十条の六第一項第一号ロ(1)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

八の五 令第二十条の六第一項第一号ハの認定に係る性能評価を行う者としての指定

八の六 令第二十条の七の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九・十 (略)

十一 令第三十六条第二項第三号及び第四項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十二〇十二の五 (略)

十三〇二十一 (略)

二十一の三 令第四百四十条において準用する令第三百三十九条第一項第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十一の四 令第四百四十一条第二項において準用する令第三百三十九條第一項第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十一の五 令第四百四十二条において準用する令第三百三十九条第一項第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十一の六 令第四百四十三条において準用する令第三百三十九条第一項第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十一の七 令第四百四十四条第一号口の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十二～二十四 (略)

(性能評価の方法)

第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によつて行うこととする。

一・二 (略)

三 前二号の書類のみでは性能評価を行うことが困難であると認めるときは、申請者にその旨を通知し、当該構造方法、建築材料又はプログラムの実物又は試験体その他これらに類するものの提出を受け、当該性能評価を行うことが困難であると認める事項について試験その他の方法により審査を行うこと。

四 次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たつては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。

イ ホ (略)

へ 令第二十條の七第二項から第四項までの規定に基づく認定次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)・(2) (略)

ト (略)

二十二～二十四 (略)

(性能評価の方法)

第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によつて行うこととする。

一・二 (略)

三 前二号の書類のみでは性能評価を行うことが困難であると認めるときは、申請者にその旨を通知し、当該構造方法又は建築材料の実物又は試験体その他これらに類するものの提出を受け、当該性能評価を行うことが困難であると認める事項について試験その他の方法により審査を行うこと。

四 次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たつては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。

イ ホ (略)

へ 令第二十條の五第二項から第四項までの規定に基づく認定次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)・(2) (略)

ト (略)

(帳簿)

第六十八条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七
十七条の四十七第一項の性能評価の業務に関する事項で国土交通
省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 (略)

二 性能評価の申請に係る構造方法、建築材料又はプログラムの
種類、名称、構造、材料その他の概要

三 五 (略)

2・3 (略)

※別記第十号の二、第十号の七様式までは別紙参照

(帳簿)

第六十八条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七
十七条の四十七第一項の性能評価の業務に関する事項で国土交通
省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 (略)

二 性能評価の申請に係る構造方法又は建築材料の種類、名称、
構造、材料その他の概要

三 五 (略)

2・3 (略)